

リバティーハウスあさくら費用及び使用料一覧

令和 7 年 4 月 1 日改定

月額利用料金の目安：対象となる介護度の A) と B) を合わせた料金となります

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 特定施設入居者生活介護費(短期利用)	183	313	542	609	679	744	813
② 夜間看護体制加算 II	-	-	9	9	9	9	9
③ 個別機能訓練加算 I 【実施者のみ】	12	12	12	12	12	12	12
④ サービス提供体制強化加算 I	22	22	22	22	22	22	22
日額単位小計 ①～④の合計	217	347	585	652	722	787	856
⑤ 月額単位小計 30 日で計算	6,510	10,410	17,550	19,560	21,660	23,610	25,680
⑥ 介護職員等処遇改善加算 I ⑤×12.8%	833	1,332	2,246	2,504	2,772	3,022	3,287
⑦ 介護保険給付対象合計 ⑤+⑥	7,343	11,742	19,796	22,064	24,432	26,632	28,967
⑧ 地域区分換算額 (円) ⑦×10.14	¥74,458	¥119,063	¥200,731	¥223,728	¥247,740	¥270,048	¥293,725
A) 介護費用自己負担額(1割)	¥7,446	¥11,907	¥20,074	¥22,373	¥24,774	¥27,005	¥29,373
A) 介護費用自己負担額(2割)	¥14,892	¥23,813	¥40,147	¥44,746	¥49,548	¥54,010	¥58,745
A) 介護費用自己負担額(3割)	¥22,338	¥35,719	¥60,220	¥67,119	¥74,322	¥81,015	¥88,118

②夜間看護体制加算 II：常勤の正看護師を配置し、24 時間連絡体制がある施設に算定。

③個別機能訓練加算 I：専従の理学療法士等の機能訓練員を配置し機能訓練員、看護職員、介護職員が連携して個別に機能訓練計画を作成、実施する場合に算定されます。(実施対象者の方のみ個別に算定されます。)

④サービス提供体制強化加算 I：介護職員のうち 10 年以上の介護福祉士 25%以上配置【R7.4～Ⅲ6 単位⇒ I 22 単位】

⑥介護職員等処遇改善加算 I：介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位(小計⑤)に 12.8%を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)

⑧福井市の地域区分は 7 級地です。(1 単位=10.14 円で計算、小数点以下切り捨て)

<その他の介護保険給付対象サービス費>

サービスの種類	料金	備考	
退院・退所時連携加算(30日限度)	30 単位/日	医療提供機関を退院し特定施設に入居した場合に算定	
個別機能訓練加算 II (I の算定者)	20 単位/月	I の要件を満たした上で、厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用をした場合に算定。	
ADL 維持等加算 (BI 値により I・II いずれか算定)	I	30 単位/月	適切に Barthel Index にて評価できる者が 6 月ごとに評価を行い、その結果を厚生労働省に提出。調整済 ADL 利得を平均して得た値が 1 以上である場合に算定。
	II	60 単位/月	I の要件を満たし、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 3 以上である場合に算定。
協力医療機関連携加算	R6.4～新設	I 100 単位/月	(I) 急変時に相談・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携し、情報共有のため定期的な会議を開催している場合。(II) 情報共有の会議開催のみの場合。
		II 40 単位/月	
退居時情報提供加算(1 回限り)	R6.4～新設	250 単位/回	医療機関への退居者について、当該医療機関に対し当該入居者の生活支援上の留意点等の情報を提供した場合。
生産性向上推進体制加算	R6.4～新設	I 100 単位/月	(II) 見守り機器等のテクノロジーを導入し、利用者の安全・サービスの質の確保・職員負担軽減を図る委員会を開催し、業務改善を行い、その効果のデータ提供を行う場合。
		II 10 単位/月	(I) II に加え、複数のテクノロジーを導入し、関連する取組により II のデータの成果が認められている場合。
科学的介護推進体制加算		40 単位/月	入所者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定。
口腔・栄養スクリーニング加算(6 ヶ月に 1 回)		20 単位/回	利用開始時及び 6 ヶ月毎に栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報を文書で共有した場合に算定

入居継続支援加算Ⅱ		22単位/日	介護福祉士の数が常勤換算法で6または7(テクノロジー活用時)である場合で特定医行為対象者が全体の5～15パーセントにある場合に算定
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	医師により回復の見込がないと診断された方で、当施設の提供する看取り介護サービスを希望し同意頂ける方に対する費用。(死亡前45日が上限)
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	
	死亡日以前2日または3日	680単位/日	
	死亡日	1,280単位/日	

◆短期利用型特定施設入居者生活介護サービスについて

- 在宅における家族介護者支援を促進する観点から、特定施設の空室を利用して短期利用が可能になりました。
- ☆現在の入居者の方が長期入院等により、長期間お部屋が空室状態の場合に、(入居者)契約者の同意のもとで一時的空室を利用して、短期利用者にご利用いただくことがあります。(その際は当該日数分の管理費、光熱水費、家賃相当額、食費等は日割りで返還させていただきます。内容をご説明の上、別途に同意書を作成します)
- ☆短期利用者は30日を超えてご利用できません。また、要介護1～5の方を対象としますので、要支援1・2の方のご利用できません。なお、短期利用者の最大定員は4名(定員の10/100以下)です。
- ☆短期利用者の場合、一時金は必要ありません。なお、1日あたりの料金は通常のご利用料金と同じです。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

(単位：円)

項目	月額	一日あたり	備考
管理費	¥40,000	¥1,333	
食費	¥49,500	¥1,650	朝食 400円・昼食 650円・夕食 600円
光熱水費	¥10,000	¥333	
家賃相当額	¥50,000	¥1,666	特別室(UB・WC付・1室あり)は月額¥60,000となります
B) 介護給付対象外費用月額	¥149,500	¥4,982	

- ☆管理費、食費、光熱水費、家賃相当額については翌月分をご請求致します。
- ☆月の途中に入居の場合は、日割りして計算した額をご請求致します。(月30日換算です)

◆その他の費用(介護保険給付対象外サービス分)

サービスの種類	料金	備考	
教養娯楽費	実費	生け花、レクリエーション等	
日常の送迎	無料	買物、外食及び帰省等の個別送迎等	
代行費用	無料	買物代行、公租公課の納入等	
書類作成等の費用	無料	現況届け、高額介護サービス手続き等	
医療支援費用	通院送迎	1,000円/回 ※1	診療の付添い(運転手、看護職員等)
	入・退院送迎	2,000円/回 ※1	入・退院時の付添い、必要品の届け等
	薬の受け取り	1,000円/回 ※1	医療機関に薬を取りにいきます。
	健康管理費用	実費	インフルエンザ予防接種等
	定期健康診断	無料	必要に応じ年1回程度
入院中の家具等の管理費用	無料	入院中は家具、衣類、電化製品を保管します。	
入院中の洗濯	実費	業者委託、月10,000円程度	
入院中の必要品等の費用	実費	医療機関の準備品(手袋、清拭紙)	
特別な食事費	実費	個人の希望、特別な行事食等	
理髪費	調髪	実費	カット、顔剃り(セット)
	顔剃り	実費	顔剃りのみ
日常生活上の費用	実費		
おむつ代	実費		

- ※1 施設の協力医療機関への送迎・付き添い・薬の受け取り等については無料です。
- ・請求に先立ち明細を送付し、内容及び金額をお知らせいたします。